

四日市市告示第153号

四日市市集会所補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市集会所補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市集会所補助金交付要綱（昭和55年四日市市告示第59号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前													
<p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 前条に定める「補助対象経費」とは、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 設計料、<u>耐震診断</u>、法令上必要な各種申請料その他の集会所の建築等に必要な経費。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(補助金額)</p> <p>第5条 補助金の額は、次の表に掲げる補助対象経費の区分に応じる金額とする。ただし、千円未満の額は切捨てとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>660万円</u>以下の金額</td> <td>補助対象経費の100分の50</td> </tr> <tr> <td><u>660万円</u>を超え<u>1,560万円</u>以下</td> <td><u>330万円</u> + (補助対象経費から<u>6</u></td> </tr> </tbody> </table>		補助対象経費	補助金額	<u>660万円</u> 以下の金額	補助対象経費の100分の50	<u>660万円</u> を超え <u>1,560万円</u> 以下	<u>330万円</u> + (補助対象経費から <u>6</u>	<p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 前条に定める「補助対象経費」とは、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 設計料、法令上必要な各種申請料その他の集会所の建築等に必要な経費。<u>ただし、集会所の建築等と同一年度に行うものに限る。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(補助金額)</p> <p>第5条 補助金の額は、次の表に掲げる補助対象経費の区分に応じる金額とする。ただし、千円未満の額は切捨てとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>600万円</u>以下の金額</td> <td>補助対象経費の100分の50</td> </tr> <tr> <td><u>600万円</u>を超え<u>1,400万円</u>以下</td> <td><u>300万円</u> + (補助対象経費から<u>6</u></td> </tr> </tbody> </table>		補助対象経費	補助金額	<u>600万円</u> 以下の金額	補助対象経費の100分の50	<u>600万円</u> を超え <u>1,400万円</u> 以下	<u>300万円</u> + (補助対象経費から <u>6</u>
補助対象経費	補助金額														
<u>660万円</u> 以下の金額	補助対象経費の100分の50														
<u>660万円</u> を超え <u>1,560万円</u> 以下	<u>330万円</u> + (補助対象経費から <u>6</u>														
補助対象経費	補助金額														
<u>600万円</u> 以下の金額	補助対象経費の100分の50														
<u>600万円</u> を超え <u>1,400万円</u> 以下	<u>300万円</u> + (補助対象経費から <u>6</u>														

下の金額	<u>60万円</u> を減じた金額の100分の35)
<u>1,560万円</u> を超え <u>2,450万円</u> 以下の金額	<u>645万円</u> +(補助対象経費から <u>1,560万円</u> を減じた金額の100分の20)
<u>2,450万円</u> を超える金額	<u>823万円</u>

2 2以上の自治会が共同で1棟の集会所の建築等を行う場合の補助金の額は、補助対象経費を自治会の数で除した額を各自治会の補助対象経費とみなし、1の自治会当たりの補助金の額を前項の規定により算出し、自治会の数を乗じて得た金額とする。ただし、1,167万円を上限とする。なお、連合自治会等が管理する集会所の建築等にあたっては、当該連合自治会等に加盟する各自治会をそれぞれ1の自治会とみなし、同様の算出方法とする。

3 前項の規定を受ける集会所を建築等した自治会が、5年以内に別の集会所の建築等を行う場合の補助金の額は、前項ただし書の規定にかかわらず、823万円を上限とする。

4 1棟の集会所に対する補助金の額は、5年間に合計823万円を上限とする。

5 第2項の規定の適用を受ける集会所

下の金額	<u>00万円</u> を減じた金額の100分の35)
<u>1,400万円</u> を超え <u>2,200万円</u> 以下の金額	<u>580万円</u> +(補助対象経費から <u>1,400万円</u> を減じた金額の100分の20)
<u>2,200万円</u> を超える金額	<u>740万円</u>

2 2以上の自治会が共同で1棟の集会所の建築等を行う場合の補助金の額は、補助対象経費を自治会の数で除した額を各自治会の補助対象経費とみなし、1の自治会当たりの補助金の額を前項の規定により算出し、自治会の数を乗じて得た金額とする。ただし、1,050万円を上限とする。なお、連合自治会等が管理する集会所の建築等にあたっては、当該連合自治会等に加盟する各自治会をそれぞれ1の自治会とみなし、同様の算出方法とする。

3 前項の規定を受ける集会所を建築等した自治会が、5年以内に別の集会所の建築等を行う場合の補助金の額は、前項ただし書の規定にかかわらず、740万円を上限とする。

4 1棟の集会所に対する補助金の額は、5年間に合計740万円を上限とする。

5 第2項の規定の適用を受ける集会所

については、前項の規定中「823万円」とあるのを「1,167万円」と読み替えて適用するものとする。

6及び7 (略)

については、前項の規定中「740万円」とあるのを「1,050万円」と読み替えて適用するものとする。

6及び7 (略)

(事前協議)

第7条 自治会が補助金の交付を受けようとするときは、工事請負等の契約締結前に四日市市集会所補助金交付申請に関する協議書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に協議しなければならない。

(1) 工事費見積書等

(2) 設計図（位置図、配置図、平面図、立面図等）

(3) 工事予定箇所又は購入予定物件の写真

(4) 集会所建築等予算書（第2号様式）

(5) 土地及び建物の所有又は利用に関する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する協議書の提出期限は、9月末日とする。ただし、災害等の復旧等、市長が特に認めたものは、この限りでない。

(協議済通知)

第8条 市長は、前条に規定する協議を行った場合において、当該協議に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調

(補助金の交付申請)

第7条 自治会が補助金の交付を受けようとするときは、工事請負等の契約締結前に四日市市集会所補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 工事費見積書等
- (2) 設計図(位置図、配置図、平面図、立面図等)
- (3) 工事予定箇所又は購入予定物件の写真
- (4) 集会所建築等予算書(第2号様式)
- (5) 土地及び建物の所有又は利用に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する四日市市集会所補助金交付申請書の提出期限は、9月末日とする。ただし、災害等の復旧等、市長が特に認めたものは、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

査等により、この要綱による補助対象として適当であると認めたときは、協議済書(第3号様式)により自治会に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 自治会が補助金の交付を受けようとするときは、四日市市集会所補助金交付申請書(第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない

- (1) 工事請負契約書、工事請書又は売買契約書の写し
- (2) 建築基準法の規定に基づき建築主事等の確認を受けなければならない集会所については、確認済書の写し
- (3) 集会所建築等予算書(第2号様式)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第 8 条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金の交付を決定したときは、四日市市集会所補助金交付決定通知書（第 3 号様式）により自治会に通知するものとする。

2 （略）

（計画の変更）

第 9 条 自治会が補助事業の計画を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、速やかに市長に四日市市集会所補助金計画変更承認申請書（第 4 号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

2 （略）

（変更決定通知）

第 1 0 条 市長は、前条の規定により計画の変更を承認したときは、四日市市集会所補助金変更決定通知書（第 5 号様式）により自治会に通知するものとする。

（完了届）

第 1 1 条 自治会は、集会所の建築等の事業が完了したときは、速やかに集会所工事完了届（第 6 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出

第 1 0 条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金の交付を決定したときは、四日市市集会所補助金交付決定通知書（第 5 号様式）により自治会に通知するものとする。

2 （略）

（計画の変更）

第 1 1 条 自治会が補助事業の計画を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、速やかに市長に四日市市集会所補助金計画変更承認申請書（第 6 号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

2 （略）

（変更決定通知）

第 1 2 条 市長は、前条の規定により計画の変更を承認したときは、四日市市集会所補助金変更決定通知書（第 7 号様式）により自治会に通知するものとする。

（完了届）

第 1 3 条 自治会は、集会所の建築等の事業が完了したときは、速やかに集会所工事完了届（第 8 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出

しなければならない。

- (1) 工事請負契約書、工事請書又は売買契約書の写し
- (2) 建築基準法の規定に基づき建築主事等の確認を受けなければならない集会所については、確認済書の写し
- (3) 集会所建築等収支決算書（第7号様式）
- (4) 完成し、又は購入した集会所の写真（正面部、外部、内部）
- (5) 建築等の費用を支払ったことを証する書類の写し。ただし、集会所工事完了届の提出の際に費用の支払がなされていない場合は、補助金の交付後、1月以内に提出しなければならない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第12条 （略）

第13条 （略）

第14条 （略）

第15条 （略）

附 則

1 （略）

（有効期限）

しなければならない。

- (1) 集会所建築等収支決算書（第9号様式）
- (2) 完成し、又は購入した集会所の写真（正面部、外部、内部）
- (3) 建築等の費用を支払ったことを証する書類の写し。ただし、集会所工事完了届の提出の際に費用の支払がなされていない場合は、補助金の交付後、1月以内に提出しなければならない。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第14条 （略）

第15条 （略）

第16条 （略）

第17条 （略）

附 則

1 （略）

（有効期限）

2 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この要綱は、 <u>令和5年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
3 (略)	3 (略)

改正後	
別表（第4条関係）	
集会所の修繕及び模様替えに係る補助対象工事の範囲	
区分	内容
(略)	
(3) 集会所の防災上又は安全上必要な工事	アからケまで (略) <u>コ 原状復帰に係る以下の工事</u> <u>(ア)避難経路の原状復帰(床、建具)</u> <u>(イ)避難する部屋の原状復帰(床(畳の入替は除く)、建具)</u> <u>(ウ)便所の原状復帰</u>
(略)	

改正前	
別表（第4条関係）	
集会所の修繕及び模様替えに係る補助対象工事の範囲	
区分	内容
(略)	
(3) 集会所の防災上又は安全上必要な工事	アからケまで (略) <u>コ その他防災上又は安全上必要な工事</u>
(略)	

第1号様式から第7号様式までを次のように改める。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

四日市市長

自治会名

代表者住所

代表者氏名 会長

(連絡先 Ⅱ ー )

四日市市集会所補助金交付申請書

四日市市集会所補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金の種別 [新築・全部改築・修繕・模様替え・その他 ( )]
- 2 建築物の名称
- 3 建築物の所在 四日市市
- 4 建築等に要する経費 (税込) 円
- 5 補助申請額 円
- 6 建物の構造
- 7 建物の面積 m<sup>2</sup>
- 8 工事予定期日 着工 年 月 日  
竣工 年 月 日
- 9 添付書類
  - (1) 工事費見積書等
  - (2) 設計図 (位置図、配置図、平面図、立面図等)
  - (3) 工事予定箇所又は購入予定物件の写真
  - (4) 集会所建築等予算書
  - (5) 土地及び建物の所有又は利用に関する書類
  - (6) その他市長が必要と認める書類



集会所建築等予算書

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
自治会負担金					
その他補助金 (補償金等)					
市補助金					
計			計		

上記のとおり相違ありません。

自治会名  
代表者氏名 会長

第3号様式（第8条関係）

四日市市集会所補助金交付決定通知書

第 号

（自治会名）

（代表者住所）

（代表者氏名）

年 月 日付けで補助申請のあった集会所建築等事業については、次のとおり補助金を交付する。

年 月 日

四日市市長

1 補助金額 金 円

（過去5年間の補助支出額 円）

2 条件

- （1） この補助金は、集会所建築等の費用以外の使途に使用してはならない。
- （2） この補助金の使途については、市が監査を行うことがある。
- （3） 市が公共の目的のために、この集会所を使用する場合には優先的に使用を認めること。また、その場合集会所の使用料は免除すること。
- （4） 今回の補助金交付申請に関する一切の書類は、 年度末まで保存しておくこと。

3 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命ずることがある。

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

四日市市長

自治会名

代表者住所

代表者氏名 会長

（連絡先 Tel ー ）

四日市市集会所補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け四日市市指令市生第 号一 で交付決定通知の  
あった集会所建築等の事業について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市集  
会所補助金交付要綱第9条の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1 補助金変更申請額 金 円

2 変更の内容

第5号様式（第10条関係）

四日市市集会所補助金変更決定通知書

第 号

（自治会名）

（代表者住所）

（代表者氏名）

年 月 日付けで補助申請のあった集会所建築等事業の計画変更を承認したので、補助金の交付決定を下記のとおり変更する。

年 月 日

四日市市長

- 1 変更決定額 金 円
- 2 計画変更の内容
- 3 条件
  - （1） この補助金は、集会所建築等の費用以外の使途に使用してはならない。
  - （2） この補助金の使途については、市が監査を行うことがある。
  - （3） 市が公共の目的のために、この集会所を使用する場合には優先的に使用を認めること。また、その場合集会所の使用料は免除すること。
  - （4） 今回の補助金交付申請に関する一切の書類は、 年度末まで保存しておくこと。
- 4 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命ずることがある。

年 月 日

四日市市長

自治会名

代表者住所

代表者氏名 会長

（連絡先 Tel. — ）

集 会 所 工 事 完 了 届

年 月 日付け四日市市指令市生第 号一 で補助金の交付決定を受けた集会所建築等の工事は完了したので、四日市市集会所補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

・添付書類

- （1） 工事請負契約書、工事請書又は売買契約書の写し
- （2） 確認済書の写し（建築基準法の規定に基づき建築主事等の確認を受けなければならない集会所の場合）
- （3） 集会所建築等収支決算書
- （4） 完成又は購入した集会所の写真（正面部、外部、内部）
- （5） 建築等の費用を支払ったことを証する書類の写し  
（この届の際に未払の場合は、補助金の交付後、1月以内に提出するものとする）
- （6） その他市長が必要と認める書類

第7号様式（第11条関係）

集会所建築等収支決算書

(収入の部)

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
自治会負担金			
その他補助金 (補償金等)			
市 補 助 金			
計			

(支出の部)

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
計			

上記のとおり相違ありません。

自治会名

代表者氏名 会長

※代表者が自署しない場合は、代表者印を押印して下さい

第 8 号様式及び第 9 号様式を削る。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、令和5年3月31日から施行する。

(市民生活部市民生活課)